

(趣旨)

第1条 この要綱は、中央区観光協会（以下「観光協会」という。）が、インターネット上に公開している web サイトの「ジャンル別お店探し」コーナー（以下「コーナー」という。）への掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載内容)

第2条 コーナーに掲載する店舗は、観光協会会員（以下「会員」という。）、および別途申込みをした店舗または団体（以下「非会員」という。）とし、次のいずれかに該当する場合は掲載できないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するとき
- (2) 法令または条例若しくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるとき
- (3) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙活動にかかるとき
- (5) その他、掲載の内容が適当でないと観光協会会長が認めるとき

(掲載の申込み)

第3条 コーナーへの掲載希望者（以下「申込者」という。）は、観光協会会長に、申込書（第1号または第2号様式）を提出しなければならない。

2 観光協会会長は、前項の申込を受理したときは、第3号様式により申込者に対しその結果を通知するものとする。尚、掲載不承認の場合は、第4号様式によりその旨を通知するものとする。

(届出事項)

第4条 申込者は、第3条の申込み内容に変更が生じた場合、速やかに商工観光団体合同事務局長（以下「事務局長」という。）に届け出るものとする。

(コンテンツの表示)

第5条 申込者は、第3条第2項により申込が承認された場合、事務局長が指定する申込者の情報を速やかに提出しなければならない。

2 事務局長は、前項により提出された情報を受理した日から1ヶ月以内に、申込者の情報等（以下「コンテンツ」という。）を制作し、公開する。

3 申込者は、公開ページ上のコンテンツに変更が生じた場合、事務局長に速やかに申し出なければならない。

(掲載期間)

第6条 コンテンツの掲載期間は、4月～翌年3月までの1年単位とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに解約の意思表示がない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(初期画面作成料等)

第7条 申込者は、初期画面作成料、年間利用料および情報修正料として別表に定める金額を支払うものとする。但し、会員で、店舗一覧ページのみ掲載を希望する場合は除く。

2 コンテンツの初期画面作成料は、連続して掲載の場合は不要とする。

3 コンテンツの情報修正料は、掲載期間の翌年度の年間利用料等の請求時に、合算して請求するものとする。

(初期画面作成料等の支払い)

第8条 申込者は、第7条に定める初期画面作成料等を、事務局長が指定する方法にて支払わなければならない。

(掲載の解約)

第9条 申込者は、コンテンツの掲載を取りやめようとするときは、掲載解約申請書（第5号様式）を観光協会会長に提出しなければならない。

(掲載料の返還)

第10条 初期画面作成料、年間利用料および変更修正料は、返還しない。但し、観光協会の都合によりコンテンツの掲載が出来なくなった場合この限りではない。

(掲載の取消)

第11条 観光協会会長は、申込者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、コンテンツ掲載期間中であっても、その掲載を取消することができる。

- (1) 本要綱等に違反したとき
- (2) 信用状態に重大な変化が生じたとき
- (3) 解散または営業停止状態となったとき
- (4) 反社会的行為または非社会的行為等の事情により、当該申込者のコンテンツを掲載することが不相当であると判断したとき
- (5) 当該コンテンツを掲載することで、観光協会 web サイトの公共性を害するおそれが生じたとき
- (6) 1年以上、観光協会による連絡が取れなくなったとき。但し、1年に満たない場合でも所在が確認取れない場合は、掲載を留保する
- (7) 所定期日までに年間利用料等の払い込みがなされないとき
- (8) 会員の申込者が、観光協会を退会したとき。但し、非会員として新たに申込みがあった場合はこの限りではない
- (9) 申込者からコンテンツ掲載の取り消しの申し出があったとき
- (10) その他、観光協会会長が不相当と認めたとき

(損害賠償請求)

第12条 前条各号に該当する事由により観光協会が被害を被った場合は、観光協会会長は申込者に対し損害賠償請求を行うことができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会会長が別に定める。

付 則

- 1 第7条に定める初期画面作成料について、平成22年1月31日現在、旧コーナー「ジャンル別店舗」に掲載されている非会員の場合、平成22年度に限り初期画面作成料は無料とする。
- 2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 別表

料金表：初期画面作成料、年間利用料、情報修正料金

	会員	非会員
初期画面作成料	無料	1件 5,000円
年間利用料（店舗一覧ページ）	無料	年間 6,000円
〃（詳細ページ）	年間 2,000円	（一覧ページのみ掲載不可）
情報修正料	無料	1回 2,000円